

米価暴落

過剰米買い入れを政府に求めよ

農水委員会で山本県議が主張

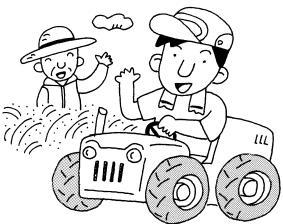
全国的な米価の大暴落に歯止めがかかりません。生産費を大きく下回る暴落となっており、このままではコメ作りも地域経済も崩壊しかねません。

農林水産常任委員会に置いて山本のぶひろ県議は、「現在の状況は県独自の対策努力だけではどうしようもない。政府の責任で、過剰米を買い取って市場から隔離する緊急措置が必要だ。政府に対応を求めるべきだ」と強調しました。

県議会では、米価暴落の対策強化を求める請願が6月議会に提出されましたが、自民、公明会派などの反対で不採択とされています。

この問題では全国知事会も、「コメの需給環境の改善への取り組みは、生産者・関係団体及び自治体だけでは限界があ

るため、備蓄米の買い入れ数量を拡充すること」を要望しています。



牛深ハイヤ大橋の損傷原因と責任の所在解明を求める

牛深ハイヤ大橋が損傷し通行止めが続いている問題で山本県議は、「同じ施工業者が京都市でハイヤ大橋と同じ構造の橋を建設したが、やはり同じ部分での損傷が一年前に発覚している。そうしたトラブルが業者の方から熊本県に情報提供されていなかったのは重大ではないか」と指摘。損傷の原因究明と責任の所在を明確にするよう求めました。

新型コロナ「第6波」被害広げぬためにもPCR検査の拡充が必要

請願の採択求め山本県議が討論

9月議会最終日の10月6日、山本のぶひろ県議は、議会に提出されていた「ワクチンと一体で大規模検査の実施を求める」請願の採択を求め、討論をおこないました。

熊本県はこれから、行動制限緩和の実証実験を行なうこ

とにしています。ただ、新たな感染拡大の波は確実にやってくると言われている中で、いまPCR検査の拡充をはかることは絶対に必要なことです。

山本県議は、「新たな感染拡大の波を可能な限り低く抑えることが、医療崩壊を防ぐうえでも、経済を動かすうえでも決定的に重要。そのためにも検査の拡充で、感染の火種を見つけ出し、消していくことが必要だ」と強調しました。請願は自民、公明などの反対多数で不採択となりました。

渡鹿堰や大井手など 価値ある遺産の積極的PRを

来年4月、熊本市で開催予定の「アジア太平洋水サミット」のサブイベントとして、「世界かんがい施設遺産サミット in Kumamoto」が企画されています。

9月28日に開かれた農林水産常任委員会において山本のぶひろ県議は、昨年世界かんがい施設遺産に新たに登録された「白川流域かんがい用水群」について発言しました。

同用水群の一つ、熊本市の渡鹿堰周辺は、地域の『大井手を守る会』の方々が遺産登録に尽力してきました。また大井手の清掃やホテルの育成など日常的に環境整備に努力しています。ところが同会がモニタメントや東屋の設置など、熊本市に環境整備を求めても、なしの礫。せっかく熊本が誇れる遺産をアピールできる機会なので、企画の実行委員会メンバーの一員である熊本県としても、PRに一役貢献すべきではないかと求めました。



渡鹿堰（国交省HPから）

清藤農村計画課 長も、「広く施設のPRにつなげたい」と応じました。

住民サービスが後退せぬよう 市町村への助言、支援を 地域対策特別委

地域対策特別委員会で山本県議は、「市町村の行政手続きオンライン化」や「システムの標準化」について、県の姿勢をただしました。

行政手続きのオンライン化は、窓口業務の無人化・廃止につながる懸念があります。また市町村の情報システムの標準化は、子どもの医療費助成や国保の減免措置など、各自自治体がそれぞれ独自に行なっている住民サービスの継続が困難になる可能性が指摘されています。

山本県議は、「自治体が住民への行政サービスを後退させないよう、県からも助言、支援を」と求めました。



山本のぶひろ県議

再生可能エネルギー普及促進のためにも 乱開発を規制するルールづくりが必要

山本県議ら、 県に申し入れ

再生可能エネルギーの導入・普及の促進を図ることは、カーボンニュートラル社会の実現のためにも必要不可欠です。ところが、環境や土地利用に関する規制が弱く、きちんとしたルールや規制が未整備なまま、メガソーラーなどの施設設置が進められているため、大規



県に申し入れる山本のぶひろ県議（右）ら=9月30日

模な山林の皆伐がおこなわれ、各地で土砂崩落の被害や近隣住民とのトラブルを引き起こしています。

山本のぶひろ県議らは9月30日、施設の新設を原則禁止する「規制区域」を設けることや、住民合意の義務付けなど関係条例の制定、国に対し安全や環境保全を担保するための法整備を求めること、などについて熊本県に要請しました。

山梨県では 条例で設置を規制



南関町の土砂崩落現場を調査(9月12日)

山梨県では土砂災害が発生する恐れが高い区域や、施設を新設する際に森林伐採を伴う区域を「設置規制区域」と規定し、一定出力以上の施設の新設を原則禁止するという条例を制定しました。同県の土地の8割が設置規制区域になるといいます。

無料法律相談会のお知らせ

日時 10月27日(水) 13時30分～

場所 山本のぶひろ生活相談所
(中央区渡鹿5丁目19-7)

弁護士 久保田紗和さん(熊本中央法律事務所)

事前の予約が必要です。お問合せは362-5181まで。

住民の安全よりダム優先なのか

山本のぶひろ県議、 知事の姿勢を追及

河川整備
基本方針案
で質疑

山本のぶひろ県議は9月24日、見直しが進められている球磨川の河川整備基本方針案について、蒲島知事に質疑をおこないました。

方針案の最大の問題は、昨年7月の豪雨災害を計画対象にしていないという点です。気候変動により、将来の降雨量が増加することを考慮して見直されるべき基本方針案なのに、現実に発生した昨年の豪雨に対応できないような整備方針案では、住民の不安が高まるのは当然のことです。

山本県議は知事に、県防災組織の

トップとして、流域住民の安全を確保するうえでも、少なくとも昨年7月豪雨に耐えうる水準の方針策定を国に求めるのは当然ではないか、と追及しました。

また、人吉市においてはダムができるまでは治水安全度が全く変わらない状況を指摘。「ダム建設のために人吉市民の安全まで先送りにするのか」と追及しました。

蒲島知事は、「今できる最善の案と判断した。容認できないなど国に申し上げるつもりは今後もない」と答弁しました。



川辺川現地調査で報告する山本のぶひろ県議=9月19日

清流川辺川現地調査
に参加しました